3　法第二十二条の三第一項の保育料に類するものとして厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一　児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業の利用に要する費用

二　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業の利用に要する費用

三　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の利用に要する費用

四　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第一号及び第二号に規定する事業の利用に要する費用

五　その他法第二十二条の三第一項に規定する保育料に類する費用

4　法第二十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、第二項第二号から第五号まで及び前項各号に掲げる費用とする。

（特別徴収の通知）

第十二条の十一　法第二十二条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、同項に規定する特別徴収対象者の氏名及び住所とする。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の取扱い）

第十二条の十二　法第二十二条の五第一項の規定による施設入所等児童に対する児童手当の支払は、施設等受給資格者に支給すべき児童手当のうち、当該施設入所等児童に係る部分を当該施設入所等児童（法第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた者を含む。）ごとに支払うことによつて行うものとする。

第十三条中「附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項」を「附則第二条第三項」に、「様式第七号」を「様式第十六号」に改める。

第十四条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十五条中「第一条から第十二条まで及び」を「第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに」に、「附則第六条第一項」を「附則第二条第一項」に改め、同条の表を次のように改める。

第一条の四第一項第一号	法第七条第一項
第一条の四第二項第一号	住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
第二条第一項	法第九条第一項
第三条第一項	法第九条第三項
第五条の見出し	氏名変更等
第五条第一項	氏名（法人にあつては、その名称）
第六条の見出し	住所変更等
第六条第一項及び第三項第一号	住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

法附則第二条第三項において準用する法第七条第一項	住所地
法附則第二条第三項において準用する法第九条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第九条第三項
氏名変更	住所変更

第六条第一項	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
第七条	児童手当
法附則第二条第一項の給付	法附則第二条第三項において準用する法第十二条第一項
第九条	法第十二条第一項
第十条	一般受給者
一般受給者若しくは施設等受給者	法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項
第十二条第一項	法第十七条第一項
第十二条第一項の表の下欄	法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項
法第七条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第七条第一項
第十二条の九第一項及び第二項	法第二十二条の二第一項
法附則第二条第三項において準用する法第十二条の二第一項	
第十二条の九第一項	児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）
法附則第二条第一項の給付	
第十二条の九第二項第一号	住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
第十二条の十第一項	法第二十二条の三第一項及び第二項
第十二条の十第二項及び第三項	法第二十二条の三第一項
第十二条の十第四項	法第二十二条の三第二項
第十二条の十一	法第二十二条の四第二項
第十四条	法第十七条第一項
	法第七条第一項

住所	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
児童手当	法附則第二条第一項の給付
法附則第二条第三項において準用する法第十二条第一項	法第十二条第一項
一般受給者	一般受給者若しくは施設等受給者
法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項	法第十七条第一項
法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項	法第十七条第一項の表の下欄
法附則第二条第三項において準用する法第七条第一項	法第七条第一項
法附則第二条第三項において準用する法第十二条の二第一項	法第二十二条の二第一項及び第二項
法附則第二条第一項の給付	児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）
法附則第二条第三項において準用する法第十二条の三第一項及び第二項	住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
法附則第二条第三項において準用する法第十二条の三第一項	法第二十二条の三第一項及び第二項
法附則第二条第三項において準用する法第十二条の三第二項	法第二十二条の三第一項
法附則第二条第三項において準用する法第十二条の四第二項	法第二十二条の三第二項
法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項	法第十七条第一項
法附則第二条第三項において準用する法第七条第一項	法第七条第一項

第十六条及び第十七条を削る。

附則第二項を次のように改める。

2　平成二十四年四月分及び五月分の児童手当の支給を受けようとする場合における法第七条第一項の規定による認定の請求については、様式第二号中「譲渡所得の有無」欄及び「所得の状況」欄には記載を要しないものとし、かつ、第一条の四第二項第八号及び第九号に掲げる書類は添付することを要しないものとする。